

厚生労働大臣の定める揭示事項

入院基本料に関する事項

当院は、各病棟において次のとおり配置を行っております。

病棟	入院基本料	1日当たりの看護職員勤務数	時間帯毎の看護職員 1人当たりの受け持ち人数	
第1病棟	障害者施設等入院基本料 10対1	8人以上	8:00～17:00	10人以内
			17:00～8:00	10人以内
第2病棟	障害者施設等入院基本料 10対1	18人以上	8:00～17:00	5人以内
			17:00～8:00	7人以内
第3病棟	障害者施設等入院基本料 10対1	12人以上	8:00～17:00	6人以内
			17:00～8:00	10人以内

東北厚生局長への届出事項に関する事項

1 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

- ◆ 障害者施設等入院基本料（10対1）
- ◆ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者 訪問看護・指導料の注2
- ◆ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◆ 在宅患者訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算
- ◆ データ提出加算
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆ 診療録管理体制加算3
- ◆ 歯科治療時医療管理料
- ◆ 感染対策向上加算3
- ◆ 歯科外来診療医療安全対策加算1
- ◆ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◆ 歯科外来診療感染対策加算1
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ◆ 入院時食事療養（I）
- ◆ 障害児（者）リハビリテーション料
- ◆ 下肢創傷処置管理料
- ◆ 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- ◆ CT撮影

2 当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者の皆様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行なう場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申出下さい。

保険外負担に関する事項

1 当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

- (1) 文書料 1通につき2,200円～11,000円（税込）
- (2) 予防接種料 1回につき4,000円～12,000円（税込）
- (3) 理髪代 1回につき2,000円（税込）
- (4) その他記載のないものは医事課までお問い合わせください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切しておりません。

2 当院では、評価療養及び「特別の療養環境の提供」や「他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した患者様の初診に係わる費用」、「入院期間が180日を超える入院料」などの選定療養は徴収しておりません。

令和8年3月1日
仙台エコー医療療育センター